



第14回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年3月30日(水曜日)午前10時

開催場所

東京都青梅市末広町一丁目7番地2
株式会社やまびこ 本店3階会議室

議 案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

目 次

第14回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
(添付書類)	
事業報告	16
連結計算書類	41
計算書類	43
監査報告	45

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルスの感染防止のため、株主総会当日はご来場をご遠慮いただき、議決権の行使を書面（郵送）またはインターネット等で行っていただくよう、お願い申し上げます。

お土産の配布中止について

株主総会にご出席される株主様とご出席が難しい株主様との公平性等を勘案し、昨年度より株主総会におけるお土産の配布を取りやめさせていただきました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 6250

2022年3月10日

東京都青梅市末広町一丁目7番地2

株式会社やまびこ

代表取締役社長執行役員 久保 浩

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、以下のいずれかの方法により事前に議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、**2022年3月29日（火曜日）午後5時20分までに**到着するようご送付ください。

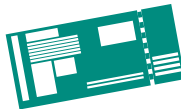
〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当社の指定する議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）において、賛否をご入力 of のうえ、**2022年3月29日（火曜日）午後5時20分までに**議決権をご行使ください。

敬 具

－ 議決権行使方法のご案内 －

当日ご出席
の場合



株主総会当日は議決権行使書用紙をお持ちいただき、会場受付にご提出ください。
また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）で
議決権を
行使する場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、株主総会前日の**2022年3月29日（火曜日）午後5時20分までに**到着するようご返送ください。

インターネット
等で議決権を
行使する場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2022年3月29日（火曜日）午後5時20分入力完了分まで

※ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

記

1 日 時	2022年3月30日（水曜日）午前10時
2 場 所	東京都青梅市末広町一丁目7番地2 株式会社やまびこ 本店3階会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第14期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第14期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。
- なお、添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類は、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部です。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

《当社ウェブサイト》 <https://www.yamabiko-corp.co.jp/>

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

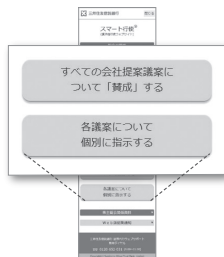
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

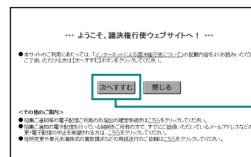
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

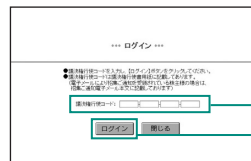
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

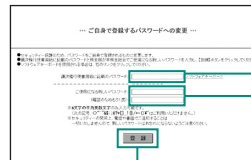
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ② 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ③ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 中間配当制度の導入

株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、中間配当の基準日を定めるものであります。また、これに伴い、現行定款第40条（剰余金の配当の基準日）を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (剰余金の配当の基準日) 第40条 当会社の期末配当(各事業年度において1月1日から3月31日までの間に実施する金銭配当のうち最初<u>のものをいう。)</u>の基準日は、毎年12月31日とする。 (新 設) 2. 当会社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (新 設)	(電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 (剰余金の配当の基準日) 第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。 3. 当会社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (附則) 1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案

取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	候補者属性	取締役会への出席状況
1	くぼ ひろし 久保 浩	代表取締役社長執行役員 エコー・インコーポレイテッド会長 兼デジタル戦略担当	再任	15回／15回 (100%)
2	きたむら よしき 北村 良樹	取締役上席執行役員 生産本部長兼追浜工業(株)取締役会長 兼愛可機械（深圳）有限公司董事長 兼やまびこベトナム会長	再任	12回／12回 (100%)
3	よしざき たくお 吉崎 拓男	取締役執行役員 製品開発本部長	再任	12回／12回 (100%)
4	きたばやし たかあき 北林 孝明	常務執行役員 海外本部長 兼やまびこヨーロッパ・エス・エイ会長	新任	—
5	さ の こうじ 佐野 廣二	社外取締役	再任 社外 独立	15回／15回 (100%)
6	の がみ よしゆき 野上 義之	社外取締役	再任 社外 独立	15回／15回 (100%) (うち3回は監査役として出席)
7	かめやま はるのぶ 亀山 晴信	社外監査役	新任 社外 独立	10回／12回 (83.3%) (監査役としての出席状況)
8	おおたか みき 大高 美樹	—	新任 社外 独立	—

1

再任



く ば ひろし
久保 浩
(1962年5月15日)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
		1986年 4月 三井物産(株)入社 2003年 6月 米国三井物産(株)シカゴ支店ゼネラルマネージャー 2005年 4月 エコー・インコーポレイテッド出向 副社長 2009年12月 三井物産(株)本店モビリティ第一本部自動車業務部戦略企画室長 2013年 1月 三井物産オートモーティブ（タイランド）出向 マネージング・ディレクター 2017年 1月 三井物産(株)本店機械・輸送システム本部建機・産業システム部長 2019年 5月 当社入社 2019年 6月 当社専務執行役員経営企画担当 2020年 1月 当社専務執行役員経営企画担当兼管理担当 2020年 3月 当社取締役専務執行役員経営企画担当兼管理担当 2020年 5月 当社取締役専務執行役員経営企画担当兼管理担当兼デジタル戦略室担当 2021年 1月 当社代表取締役社長執行役員エコー・インコーポレイテッド会長 2021年 3月 当社代表取締役社長執行役員エコー・インコーポレイテッド会長兼デジタル戦略担当（現任）	11,689株
		取締役候補者とした理由	
		久保浩氏は、総合商社における豊富な業務経験だけでなく、当社の主力市場である北米の現地法人における財務責任者経験を含め長年にわたる国内・海外拠点での豊富な執行・監督の業務経験を有しており、高い見識を備えております。また、2021年1月より代表取締役社長として、当社グループ経営の指揮および監督を適切に行っております。今後も当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 再任	 きたむら よし き 北村 良樹 (1963年4月18日)	1986年 4月 追浜工業(株)入社 2005年 3月 (株)共立入社 2011年 6月 当社生産業務部長 2011年11月 当社資材購買部長 2012年 9月 当社資材購買部長兼新大華機械股份有限公司董事長 2017年 9月 当社生産本部副本部長兼資材購買部長兼新大華機械股份有限公司董事長 2018年 3月 当社執行役員生産本部副本部長兼新大華機械股份有限公司董事長兼追浜工業(株)代表取締役社長 2021年 1月 当社執行役員生産本部長兼追浜工業(株)代表取締役社長 2021年 3月 当社取締役執行役員生産本部長兼追浜工業(株)代表取締役会長兼愛可機械（深圳）有限公司董事長兼やまびこベトナム会長 2022年 1月 当社取締役上席執行役員生産本部長兼追浜工業(株)取締役会長兼愛可機械（深圳）有限公司董事長兼やまびこベトナム会長（現任）	6,372株
		取締役候補者とした理由 北村良樹氏は、当社の生産部門および国内外グループ子会社の経営者としての豊富な業務経験を有しており、高い見識を備えていることから、今後も当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、取締役候補者としていたしました。	
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 再任	 よしざき たく お 吉崎 拓男 (1963年5月21日)	1988年 4月 マツダ(株)入社 1991年10月 広島大学工学部助手 2000年 4月 日本工業大学工学部機械工学科専任講師 2004年 7月 (株)共立入社 2015年 6月 当社開発本部実験部長 2019年 4月 当社開発本部副本部長兼実験部長 2019年 8月 当社開発本部副本部長兼研究開発部長 2021年 3月 当社取締役執行役員開発統合本部長兼OPE開発本部長 2022年 1月 当社取締役執行役員製品開発本部長（現任）	900株
		取締役候補者とした理由 吉崎拓男氏は、当社の研究・開発部門において豊富な業務経験を有しており、北米の開発組織の拡充にも尽力しております。また、機械工学、知的財産および製品法規制における高い見識を活かし、今後も当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、取締役候補者としていたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4 新任	 きたばやし たかあき 北林 孝明 (1959年10月1日)	1983年 4月 三井物産(株)入社 2008年10月 同社建機・産業システム部建機・鉱山機械事業第二室長 2011年 5月 KOMEK Machinery Kazakhstan, LLP出向 会長 2013年10月 三井物産エアロスペース(株)常務取締役業務本部長 2014年10月 Komatsu Mitsui Maquinarias Peru S.A.出向 取締役上級副社長 2018年 7月 同社取締役社長 2020年 5月 当社常務執行役員海外本部副本部長 2021年12月 当社常務執行役員海外本部長兼経営企画室長 2022年 1月 当社常務執行役員経営企画室長兼やまびこヨーロッパ・エス・エイ会長 2022年 2月 当社常務執行役員海外本部長兼やまびこヨーロッパ・エス・エイ会長（現任）	1,500株
		取締役候補者とした理由 北林孝明氏は、総合商社における海外駐在を通じて、国際事業に豊富な経験を有しております。また、長年にわたり国内・海外拠点において経営に携わる等、経営全般にわたる豊富な経験と広範な知識を有していることから、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、取締役候補者としていたしました。	
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5 再任 社外 独立	 さの こうじ 佐野 廣二 (1952年 4月26日)	1975年 4月 横河電機(株)入社 2003年 4月 横河エレクトロニクス・マニュファクチャリング(株)（現横河マニュファクチャリング(株)）代表取締役社長 2008年 4月 横河電機(株)執行役員企業倫理本部長 2012年 9月 横河フィールドエンジニアリングサービス(株)（現横河ソリューションサービス(株)）常勤監査役 2017年 6月 当社社外監査役 2019年 3月 当社社外取締役（現任）	2,000株
		社外取締役候補者とした理由および期待される役割 佐野廣二氏は、長年にわたる生産・営業等の様々な部門での経験に加え、コンプライアンス部門責任者や代表取締役として経営に携わる等、経営全般にわたる豊富な経験と広範な知識を有しております。また、指名・報酬委員会の委員を務めるなど、当社の経営全般について客観的かつ広い視野に立ち、社外取締役としての職責を十分に果たしていただいていることから、社外取締役候補者としていたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	 のがみ よしゆき 野上 義之 (1952年1月9日)	1975年 4月 前田建設工業(株)入社 2000年 1月 (株)タチエス入社 2003年 6月 同社執行役員 2005年 6月 同社常務執行役員 2007年 4月 同社事業統括部門長 2007年 6月 同社取締役兼常務執行役員 2008年 4月 同社経営統括部門長 2009年 4月 同社取締役兼副社長執行役員 2010年 4月 同社ビジネス管理本部統括 2011年 4月 同社ビジネス本部統括兼管理本部統括、海外部門長 2016年 4月 同社管理本部長 2016年 6月 同社代表取締役兼副社長執行役員 2019年 3月 当社社外監査役 2021年 3月 当社社外取締役（現任）	1,000株
		社外取締役候補者とした理由および期待される役割	
		野上義之氏は、経営管理、財務、コーポレート・ガバナンス等の様々な部門での経験に加え、代表取締役として経営に携わる等、経営全般にわたる豊富な経験と広範な知識を有しております。また、指名・報酬委員会の委員を務めるなど、当社の経営全般について客観的かつ広い視野に立ち、社外取締役としての職責を十分に果たしていただいていることから、社外取締役候補者いたしました。	
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7	 かめやま はるのぶ 亀山 晴信 (1959年5月15日)	1992年 4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 1997年 4月 亀山晴信法律事務所（現亀山総合法律事務所）開設 2005年 6月 （一財）共立国際交流奨学財団監事（現任） 2007年 6月 (株)小森コーポレーション社外監査役 2010年 4月 東京簡易裁判所民事調停委員（現任） 2012年10月 (株)東光高岳社外取締役（現任） 2013年 6月 (株)小森コーポレーション社外取締役（現任） 2013年10月 ソマール(株)社外監査役（現任） 2021年 3月 当社社外監査役（現任）	200株
		社外取締役候補者とした理由および期待される役割	
		亀山晴信氏は、弁護士としての専門的知識と豊富な実務経験を有しております。また、当社社外監査役および指名・報酬委員会の委員として、自らの経験と知見を踏まえた発言により経営の透明性の向上と取締役会の監督機能強化に貢献していただいていることから、社外取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
8 新任 社外 独立	 おおたか みき 大高 美樹 (1970年 4月30日)	1994年 4月 富士ゼロックス㈱ (現富士フイルムビジネスイノベーション ㈱) 入社 1997年 5月 プラウドフット・ジャパン㈱入社 2001年 5月 ㈱ヘイ・コンサルティング・グループ (現コーン・フェリー・ジャパン㈱) 入社 2014年 4月 同社シニア・プリンシパル 2021年 3月 ㈱リーダーシップ・デザイン・ラボ代表取締役社長 (現任)	0 株
		社外取締役候補者とした理由および期待される役割 大高美樹氏は、グローバルな人事系コンサルティング・ファームの人事コンサルタントとしての専門的知識と豊富な実務経験を有しており、事業成長と企業価値向上に向けた人材開発等の戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことが期待できるため、社外取締役候補者いたしました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐野廣二氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
3. 野上義之氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 亀山晴信氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。なお、同氏は、本総会終結の時をもって当社の社外監査役を辞任する予定であります。
5. 大高美樹氏は社外取締役候補者であります。
6. 当社は、佐野廣二氏、野上義之氏および亀山晴信氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会で3氏および大高美樹氏が選任された場合、3氏については引き続き上記の責任限定契約を継続する予定であり、大高美樹氏については同内容の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、佐野廣二氏、野上義之氏、亀山晴信氏および大高美樹氏の4氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。佐野廣二氏、野上義之氏および亀山晴信氏が選任された場合は引き続き独立役員となる予定であり、大高美樹氏が選任された場合は新たに独立役員として指定する予定であります。
9. 亀山晴信氏が社外取締役として在任している㈱東光高岳において、2021年8月、品質管理における不適切事案が判明しました。同氏は、本不適切事案が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から社外取締役としてコンプライアンス体制の強化に努めており、当該事実の認識後は、再発防止に向けた必要な提言を行うなど、その職責を適切に果たしております。

(ご参考) 取締役候補者に特に期待する分野

候補者番号	氏名	社外	企業 経営	研究開発 ・製造	グローバル	営業・ マーケティング	DX・IT	環境 マネジメント	財務・会計	人事・労務 ・多様性	法務・リスク マネジメント
1	久保 浩		○			○	○		○		
2	北村 良樹		○	○	○			○			
3	吉崎 拓男			○	○			○			○
4	北林 孝明		○		○	○					○
5	佐野 廣二	●	○	○			○				○
6	野上 義之	●	○		○				○	○	
7	亀山 晴信	●								○	○
8	大高 美樹	●			○					○	

※各人に特に期待される項目を4つまで記載しております。上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第3号議案

監査役2名選任の件

監査役小森田康春氏および亀山晴信氏は、本総会終結の時をもって監査役を辞任されます。つきましては、その補欠として監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、院去嘉浩氏は小森田康春氏の補欠として、安藤鋭也氏は亀山晴信氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏名	当社における地位 (重要な兼職の状況)	候補者属性	取締役会への 出席状況	監査役会への 出席状況
1	いんきょ よしひろ 院去 嘉浩	—	新任	—	—
2	あんどう えつや 安藤 鋭也	—	新任 社外 独立	—	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 新任	 いんぎょ よしひろ 院去 嘉浩 (1961年5月2日)	1985年4月 新ダイワ工業(株)入社 2010年10月 当社生産本部盛岡工場副工場長 2012年4月 当社広島事業所生産部長 2015年6月 当社広島事業所管理部長 2019年3月 当社内部監査室長	3,002株
		監査役候補者とした理由 院去嘉浩氏は、当社の生産部門および内部監査部門において豊富な実務経験と幅広い知識を有しており、これらを当社グループの監査・監督に活かすことが期待できることから、監査役候補者いたしました。	
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2 新任 社外 独立	 あんどう えつや 安藤 鋭也 (1962年7月7日)	1986年4月 三井物産(株)入社 2017年7月 公認会計士登録 2019年10月 上武大学ビジネス情報学部教授 (現任)	0株
		社外監査役候補者とした理由 安藤鋭也氏は、大学教授や公認会計士として、財務および会計全般に関する専門的知識を有しており、独立した立場で当社のコーポレート・ガバナンスの強化に資することが期待できるため、社外監査役候補者いたしました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 安藤鋭也氏は社外監査役候補者であります。
3. 安藤鋭也氏が選任された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、安藤鋭也氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が選任された場合は新たに独立役員として指定する予定であります。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
かいもり ひろし 貝守 浩 (1948年1月18日)	2004年 7月 甲府税務署長 2005年 7月 東京国税局調査第三部次長 2006年 7月 日本橋税務署長 2007年 7月 国税庁退官 2007年 8月 税理士登録 2007年 9月 貝守浩税理士事務所開設	0株
	補欠の社外監査役候補者とした理由	
	貝守浩氏は、税理士としての豊富な経験と財務および会計に関する知識を有しております。また、過去に会社経営に関与した経験はございませんが、上記の理由から社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 貝守浩氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 貝守浩氏が社外監査役に就任された場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 貝守浩氏が社外監査役に就任された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。貝守浩氏が社外監査役に就任された場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

添付書類

事業報告 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項**(1) 事業の経過およびその成果**

当連結会計年度における当社グループを取り巻く市場環境は、新型コロナウイルスワクチンの普及に伴い、各国において感染症対策と社会経済活動の両立が進みだしたものの、新たな変異株の出現や国際物流の停滞、原材料価格の高騰など様々な問題が顕在化しました。国内農業用管理機械事業は、天候不順の影響など需要減退要因はあったものの、政府の経営継続補助金により需要が増加しました。国内一般産業用機械事業は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、大規模な展示会が中止となるなど、販売活動が一部制限される状態が継続しました。海外小型屋外作業機械事業は、在宅時間の増加を背景とした旺盛な需要が継続しました。また、為替相場は前年同期と比べて対ドル対ユーロともに円安基調で推移しました。

このような環境の下、当社グループは主力の小型屋外作業機械において、海外市場では引き続きプロ向け「Xシリーズ」製品の拡販を進めるとともに、代理店のデジタルマーケティングの強化にも注力しました。国内では新製品投入やユーザーの満足度向上などに努めたほか、開発部門を再編しセグメント間の更なる連携強化に取り組みました。

以上のような事業活動を展開した結果、当連結会計年度における当社グループ連結業績は、次のとおりとなりました。

		2020年12月期	2021年12月期	増減額	増減率
売上高		百万円 131,972	百万円 142,328	百万円 10,356	% 7.8
	国内	49,188	46,430	△2,757	△5.6
	海外	82,783	95,898	13,114	15.8
	米州	70,650	80,205	9,554	13.5
	その他海外	12,133	15,693	3,559	29.3
営業利益		9,643	9,330	△313	△3.2
経常利益		9,402	9,913	510	5.4
親会社株主に帰属する当期純利益		6,635	7,500	864	13.0

[売上高]

国内

農業用管理機械が増加したものの、一般産業用機械が大幅に減少し、小型屋外作業機械も微減となったことから減収となりました。

海外

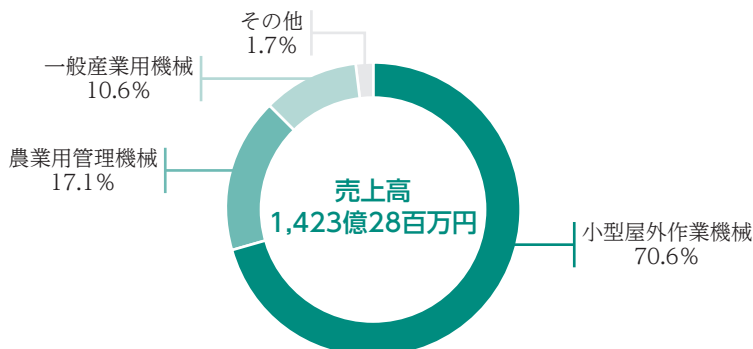
米州や欧州で小型屋外作業機械が大幅に伸長したことに加え、北米の農業用管理機械と一般産業用機械も増加したことから大幅な増収となりました。

[損 益]

営業利益は原材料価格や物流費の高騰に伴い、期中より一部の市場から先行してコスト上昇分の販売価格への転嫁を進めたものの、減益分を補うまでには至りませんでした。経常利益は主に為替が円安に推移したことにより増益となり、親会社株主に帰属する当期純利益も増益となりました。

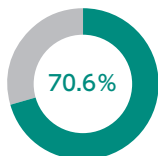
セグメント別の概況は次のとおりであります。

(ご参考) 2021年度セグメント別売上高構成比



小型屋外作業機械

売上高



1,004億85百万円

	2020年12月期	2021年12月期	増減額	増減率
売上高	百万円 90,954	百万円 100,485	百万円 9,531	% 10.5
国内	15,087	14,682	△405	△2.7
海外	75,866	85,802	9,936	13.1

国内

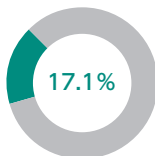
前年の定額給付金効果の反動減に加え、当用期である夏場に長雨となるなど天候不順が影響し、主力の刈払機やチェーンソーの販売が減少したことにより減収となりました。

海外

主力の北米や欧州は、国際物流の停滞により代理店や販売店での品薄状態が続いているものの、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う在宅時間の増加を背景にチェーンソーやパワーブロウ、刈払機で高い需要が継続し大幅な増収となりました。

農業用管理機械

売上高



242億76百万円

	2020年12月期	2021年12月期	増減額	増減率
売上高	百万円 21,629	百万円 24,276	百万円 2,646	% 12.2
国内	16,476	17,798	1,322	8.0
海外	5,153	6,477	1,324	25.7

国内

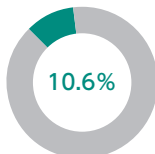
部材調達難による供給不足など減収要因があったものの、政府による農家向けの経営継続補助金により高性能防除機械やモアの販売が伸長したことにより増収となりました。

海外

北米は、農作物の市場価格の上昇を背景に農業機械の需要が高まり、大豆やポテト収穫機の販売が好調に推移し大幅な増収となりました。

一般産業用機械

売上高



151億59百万円

	2020年12月期	2021年12月期	増減額	増減率
売上高	百万円 17,108	百万円 15,159	百万円 △1,948	% △11.4
国内	15,343	11,543	△3,800	△24.8
海外	1,764	3,615	1,851	104.9

国内

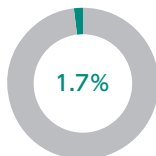
投光機など一部製品で需要が回復しているものの、前年に伸長したガソリンスタンド向け非常用発電機需要の反動減に加え、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い大規模展示会が中止になるなど、販売活動の停滞により主に溶接機が減少して大幅な減収となりました。

海外

北米で経済活動の再開に伴い、昨年落ち込んでいた発電機需要が回復したことにより増収となりました。

その他

売上高



24億8百万円

主要3事業以外の売上高は、除雪機販売が好調に推移したことなどにより増収となりました。

	2020年12月期	2021年12月期	増減額	増減率
売上高	百万円 2,280	百万円 2,408	百万円 128	% 5.6

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額は45億92百万円で、その主なものは子会社の物流倉庫ならびに新製品生産に伴う金型などであります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行とコミットメントライン契約（コミットメントライン総額：100億28百万円）を締結しております。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく借入実行残高はありません。

(4) 重要な企業再編等の状況

当連結会計年度において、該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、2020年から2022年までの中期経営計画を策定しております。当社グループが中長期的に各事業において確固たる位置付けを確立するとともに、新たな価値創造に挑戦し、更なる経営基盤の強化・企業価値の向上を図ります。

「中期経営計画2022」基本方針

- ・ 強い経営基盤を持ち、持続的に成長することで社会の発展に貢献し、やまびこにつながる全ての人々を幸せにします。
- ・ 革新的な製品を生み出し、グローバルに製造・販売・サービスを展開することで企業価値を高めるとともに、やまびこにつながる人々の多様な価値観に対応します。

重点施策

当社グループは、上記方針の下、以下の6つの項目を重点施策として取り組みます。

① 小型屋外作業機械

次期排出ガス規制に対応するため、先行して環境性能を向上させるエンジン開発を継続するとともに、差別化された自社開発のプロ向けバッテリー製品の充実を図ります。

ア．海外市場はプロ向けラインナップの充実や効果的なプロモーションを継続して販売量の拡大、ブランド力の向上を図り、ロボット芝刈機の市場開拓と新たなビジネスの実現を目指します。

イ．国内市場は高い市場シェアと強固な販売網を活用して更なるブランド力の強化を図るとともに、ラインナップの充実や各種販促キャンペーンを展開させるなど、更なる拡販に取り組みます。

② 農業用管理機械

開発、販売、生産が連携してコスト削減による収益化を実現させるとともに、省力化、効率化に寄与する製品の拡販に加え、自動化や無人化など進化する農業機械へのサービス力向上を図りスマート農業への対応を促進します。

③ 一般産業用機械

新製品の投入による市場シェアの向上や海外展開を加速させて事業量を拡大するとともに、開発から販売まで全てのプロセスを対象に業務効率を向上させてコスト削減による利益改善を図るほか、生産効率の改善にも努めます。

④ 総原価低減と製品品質の向上

製造リードタイムの短縮と製品在庫の削減につながる新生産方式を早期に確立させ、「絶対品質」はもとより原価低減・納期遵守を実現するとともに、フロントローディングの実践により開発段階から品質・コストのつくり込みに取り組みます。

⑤ サービス力の強化

収益性の改善に資するサービス部品、アクセサリーの充実や物流コストの削減に努めることに加え、拡販をバックアップするためのサービス資料や技術トレーニングを拡充するなど、サポート体制を強化します。

⑥ 経営基盤の強化

人財開発への投資が労働生産性の向上につながるように教育システム全般の運用を強化するとともに、企業理念の浸透活動を継続して社会的責務を果たします。

〈ご参考〉やまびこグループのサステナブル経営

「人と自然と未来をつなぐ」という企業理念のもと、
当社事業を通じて、サステナブルな社会の実現に貢献します

Environment (環境)

- 環境負荷の低い製品の開発・販売
- グローバルDC製品のラインナップ拡充
- カーボンニュートラルへの取組み

eFuel Allianceへの加盟

2021年5月に環境対応の合成燃料の普及を目指す「eFuel Alliance」に加盟し、
合成燃料への研究を加速。エンジン製品においてもカーボンニュートラルを目指します。



Social (社会)

- 安心・安全なもののづくり
- ダイバーシティ・働き方改革の推進
- 社会課題(災害・少子高齢化等)を解決する製品の開発・販売
- 人材育成(人事制度を改訂)
- 社会貢献活動
- コンプライアンス意識の向上への取組み

「くるみんマーク」※



※厚労省認定の「子育てサポート企業」に与えられる証

Governance (ガバナンス)

- 労働安全衛生の推進
- グローバルセキュリティ基盤の強化
- ガバナンス基盤の強化・独立社外取締役の有効な活用、多様性の確保

全セグメント



安心・安全なもののづくりを

小型屋外作業機械 (OPE)



独自の技術力でエコに貢献



農業用管理機械



持続可能な農業を推進

一般産業用機械

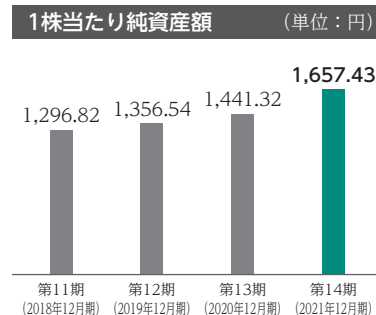
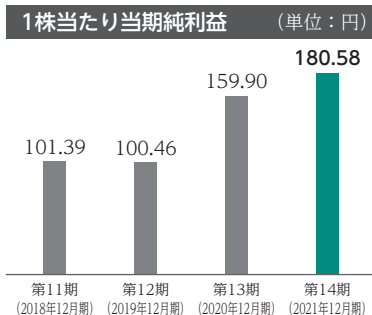
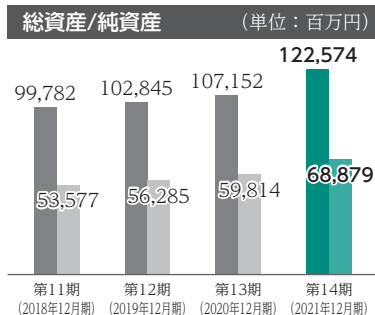
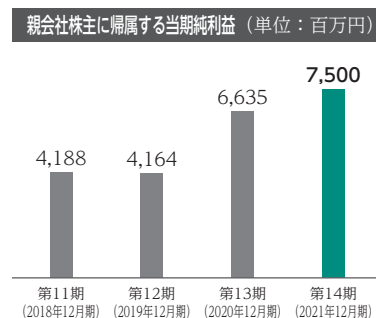
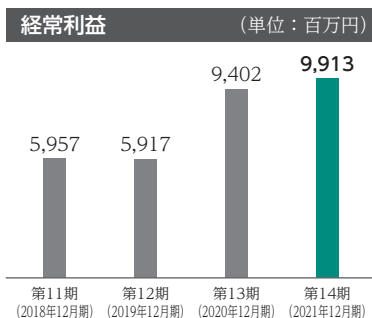
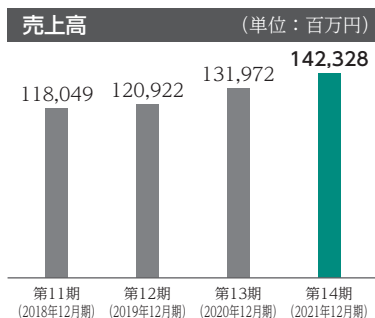


まちづくりの現場を支える

(6) 財産および損益の状況

区分		第11期 (2018年12月期)	第12期 (2019年12月期)	第13期 (2020年12月期)	第14期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売上高	(百万円)	118,049	120,922	131,972	142,328
経常利益	(百万円)	5,957	5,917	9,402	9,913
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	4,188	4,164	6,635	7,500
1株当たり当期純利益	(円)	101.39	100.46	159.90	180.58
総資産	(百万円)	99,782	102,845	107,152	122,574
純資産	(百万円)	53,577	56,285	59,814	68,879
1株当たり純資産額	(円)	1,296.82	1,356.54	1,441.32	1,657.43

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数はいずれも自己株式数を控除した株式数にて算出しております。



(7) 重要な子会社の状況

会社名		資本金	当社の議決権比率 (%)	事業内容
国内	やまびこジャパン株式会社	53百万円	100.0	小型屋外作業機械、農業用管理機械、一般産業用機械の販売・レンタル
	追浜工業株式会社	25百万円	100.0	小型屋外作業機械の部品製造・販売
	双伸工業株式会社	20百万円	100.0	同 上
	株式会社ニューテック	20百万円	100.0	自動車、その他産業機械の試作用部品製造・販売
	やまびこエンジニアリング株式会社	50百万円	100.0	小型屋外作業機械、一般産業用機械の部品製造・販売
	エコ産業株式会社	11百万円	100.0	小型屋外作業機械、農業用管理機械の物流業務請負および印刷業
海外	エコ・インコーポレイテッド	21,000千米ドル	100.0	小型屋外作業機械、一般産業用機械の製造・販売
	ゴールデンイーグル・ディストリビューティング	21千米ドル	※ 100.0	小型屋外作業機械の販売
	クレイリー・インダストリーズ	8,000千米ドル	※ 100.0	農業用管理機械の製造・販売
	クイック・プロダクツ・インク	1,000千米ドル	※ 100.0	小型屋外作業機械の部品製造
	やまびこヨーロッパ・エス・エイ	13,899千ユーロ	100.0	自動芝刈機の製造・販売および小型屋外作業機械の販売
	愛可機械（深圳）有限公司	16,553千人民元	100.0	小型屋外作業機械の製造・販売および農業用管理機械の販売
	蘇州山彦農機有限公司	4,300千人民元	※ 100.0	農業用管理機械の製造、小型屋外作業機械の物流倉庫
	新大華機械股份有限公司	5,000千台湾ドル	100.0	小型屋外作業機械の部品仕入・販売
	やまびこベトナム	6,339百万ベトナムドン	100.0	一般産業用機械の部品製造

- (注) 1. ※印は子会社保有の株式を含む比率であります。
2. 当社は、やまびこヨーロッパ・エス・エイの株式を追加取得し、議決権比率は100.0%となりました。
3. 当期末現在における連結子会社は上記の15社であり、持分法適用の関連会社は2社であります。

(8) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

当社の事業部門および各部門における主要な製品は以下のとおりです。

部門	主要製品
小型屋外作業機械	刈払機、チェンソーなど
農業用管理機械	モア、畦草刈機、防除機など
一般産業用機械	発電機、溶接機など

(9) 企業集団の主要拠点等（2021年12月31日現在）

当社		本 社	：	東京都青梅市
		横須賀事業所	：	神奈川県横須賀市
		盛岡事業所	：	岩手県滝沢市
		広島事業所	：	広島県山県郡北広島町
		大塚オフィス	：	広島県広島市
		青梅物流センター	：	東京都青梅市
子会社	国内	やまびこジャパン株式会社	：	東京都青梅市
		追浜工業株式会社	：	神奈川県横須賀市
		双伸工業株式会社	：	東京都青梅市
		株式会社ニューテック	：	長野県長野市
		やまびこエンジニアリング株式会社	：	広島県安芸高田市
		エコー産業株式会社	：	東京都青梅市
	海外	エコー・インコーポレイテッド	：	アメリカ合衆国イリノイ州
		ゴールデンイーグル・ディストリビューティング	：	アメリカ合衆国カリフォルニア州
		クレイリー・インダストリーズ	：	アメリカ合衆国ノースダコタ州
		クイック・プロダクツ・インク	：	アメリカ合衆国アリゾナ州
		やまびこヨーロッパ・エス・エイ	：	ベルギー王国ブラバン・ワロン州
		愛可機械（深圳）有限公司	：	中華人民共和国広東省
		蘇州山彦農機有限公司	：	中華人民共和国江蘇省
		新大華機械股份有限公司	：	台湾台中市
		やまびこベトナム	：	ベトナム社会主義共和国ビンズン省

(10) 従業員の状況（2021年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,429 (515) 名	△48 (85) 名

（注）従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,181 (227) 名	5 (△1) 名	43.0歳	17.9年

（注）従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先の状況（2021年12月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	4,482
農林中央金庫	2,235
株式会社三菱UFJ銀行	1,695

2 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 160,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 44,108,428株（自己株式2,412,678株を含む） |
| (3) 株主数 | 8,924名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,834	11.59
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,807	4.34
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者株式会社日本カストディ銀行	1,696	4.07
やまびこ取引先持株会	1,692	4.06
三井住友信託銀行株式会社	1,605	3.85
農林中央金庫	1,397	3.35
株式会社横浜銀行	1,356	3.25
株式会社もみじ銀行	1,356	3.25
やまびこ従業員持株会	1,101	2.64
日本生命保険相互会社	1,045	2.51

- （注） 1. 当社は自己株式を2,412,678株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、当社は株式交付信託型業績連動報酬制度を導入しており、本制度に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式138,326株は自己株式には含めておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2021年12月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	永 尾 慶 昭	(株)タチエス社外取締役
代表取締役社長執行役員	久 保 浩	エコー・インコーポレイテッド会長兼デジタル戦略担当
取締役常務執行役員	林 智 彦	農機セグメント担当兼営業本部長兼やまびこジャパン(株)取締役会長
取締役執行役員	北 村 良 樹	生産本部長兼追浜工業(株)代表取締役会長 兼愛可機械（深圳）有限公司董事長兼やまびこベトナム会長
取締役執行役員	吉 崎 拓 男	開発統合本部長兼OPE開発本部長
取締役	佐 野 廣 二	
取締役	野 上 義 之	
常勤監査役	高 井 司	
常勤監査役	小森田 康 春	
監査役	東 昇	
監査役	亀 山 晴 信	(株)東光高岳社外取締役、(株)小森コーポレーション社外取締役、 ソマール(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役佐野廣二氏および野上義之氏は、社外取締役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査役東昇氏および亀山晴信氏は、社外監査役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役小森田康春氏は、金融機関出身者であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役東昇氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役亀山晴信氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- 取締役田崎隆信氏、澤田俊治氏および山下哲夫氏は、2021年3月30日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
- 取締役野上義之氏は、2021年3月30日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任し、同株主総会において新たに取締役に選任され、就任しております。
- 2021年3月30日開催の第13回定時株主総会において、亀山晴信氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
7. 2022年1月1日付で、下記のとおり役員の異動を行いました。

氏名	新	旧
林 智 彦	取締役 やまびこジャパン(株)取締役会長	取締役常務執行役員 農機セグメント担当兼営業本部長 兼やまびこジャパン(株)取締役会長
北 村 良 樹	取締役上席執行役員 生産本部長兼追浜工業(株)取締役会長 兼愛可機械（深圳）有限公司董事長 兼やまびこベトナム会長	取締役執行役員 生産本部長兼追浜工業(株)代表取締役会長 兼愛可機械（深圳）有限公司董事長 兼やまびこベトナム会長
吉 崎 拓 男	取締役執行役員 製品開発本部長	取締役執行役員 開発統合本部長兼OPE開発本部長

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

a. 役員の報酬等の基本方針

取締役の報酬は、役職等に応じて毎月支給される定額報酬である基本報酬と業績連動株式報酬で構成しております。

当社は、2009年6月26日開催の第1回定時株主総会で決議された取締役の報酬限度額（年間300百万円以内）および監査役の報酬限度額（年額80百万円以内）の範囲内で、基本報酬を支払うこととしております。なお、当該株主総会決議終結時点の取締役の人数は7名、監査役の人数は4名であります。

また、当該基本報酬とは別枠で、2018年3月29日開催の第10回定時株主総会の決議により、社外取締役を除く取締役に対しては、中長期的な業績向上のインセンティブとして機能させるため、業績連動株式報酬を年額250百万円以内かつ付与するポイント総数は1事業年度当たり45,000ポイントを上限に付与することとしております。なお、当該株主総会決議終結時点の取締役（社外取締役を除く）の人数は5名であります。

監査役の報酬は、監査という機能の性格から、業績への連動性を排除し、基本報酬のみとしております。

なお、退任時の退職慰労金は支給しておりません。

b. 取締役の基本報酬の決定方法

取締役の具体的な報酬額は、連結業績や従業員の賞与水準、世間相場等を総合的に勘案した報酬水準に、各取締役の職責などを加味して決定しております。

当社では、その決定における評価の客観性・透明性を担保するため、独立社外取締役を含む委員3名

以上で構成される指名・報酬委員会を設置しております。当事業年度の報酬に係る委員会の委員は、独立社外取締役 佐野 廣二氏、野上 義之氏、独立社外監査役 亀山 晴信氏、代表取締役 久保 浩氏で構成しており、委員長は、出席委員の互選により決定しております。

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の決定において、指名・報酬委員会からの答申が基本方針に沿うものであると判断しており、当事業年度においては、2021年3月30日開催の取締役会決議により、同委員会に各取締役の具体的な報酬の決定を委任しております。

c. 業績連動株式報酬の決定方法

業績連動株式報酬は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたものであります。

当該業績連動株式報酬制度の内容は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が社外取締役を除く各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式を、本信託を通じて各取締役に對して交付される制度となります。各取締役に付与されるポイント数は、役職別基礎ポイントに目標値に対する達成度により算出した業績連動乗数（0～3.75）を乗じることにより算定されます。

なお、社外取締役を除く取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

d. 業績連動株式報酬に係る指標

業績連動株式報酬に係る指標には連結経常利益とROEを採用しており、当該指標を採用した理由は、連結経常利益は、経営活動全般の収益状況を最も反映する指標ととらえるとともに、従業員の処遇との整合性等を勘案し採用しております。ROEは中長期的な資本効率の向上を目的として採用しております。

なお、当事業年度の業績連動株式報酬に係る指標の目標値は連結経常利益が2021年2月12日発表の業績予想である67億円、ROEは中期経営計画2022で定める目標値9%以上であり、実績は連結経常利益が99億円、ROEは11.7%となりました。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役	221	169	51	－	10
監査役	47	47	－	－	5
合 計 (うち社外役員)	268 (21)	217 (21)	51 (－)	－	15 (6)

- (注) 1. 上記には、2021年3月30日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役1名）および社外監査役1名を含んでおります。
2. 社外取締役野上義之氏は、2021年3月30日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって、社外監査役を辞任により退任し、同総会において社外取締役に選任され、就任したため、報酬等の額および員数につきましては、社外監査役在任期間は監査役に、社外取締役在任期間は取締役に含めて記載しております。
3. 上記取締役の報酬等の総額には、当事業年度に係る業績連動株式報酬の費用計上額を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外監査役亀山晴信氏は、株式会社東光高岳の社外取締役、株式会社小森コーポレーションの社外取締役およびソマール株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	佐 野 廣 二	当期開催の取締役会15回のうち15回全てに出席し、経営全般にわたる豊富な経験に基づき、社外役員として中立かつ客観的観点からの発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定および役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
	野 上 義 之	当期の就任後に開催の取締役会12回のうち12回全てに、また2021年3月30日以前の監査役在任時に開催された監査役会4回のうち4回全てに出席し、経営全般にわたる豊富な経験に基づき、社外役員として中立かつ客観的観点からの発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定および役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外監査役	東 昇	当期開催の取締役会15回のうち12回に、また監査役会9回のうち9回全てに出席し、税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
	亀 山 晴 信	当期の就任後に開催の取締役会12回のうち10回に、また監査役会5回のうち5回全てに出席し、弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定および役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害が填補されることとなります。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	金額（百万円）
① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	42
② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	42

- （注） 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、エコー・インコーポレイテッド、やまびこヨーロッパ・エス・エイおよび愛可機械（深圳）有限公司は、当社の会計監査人以外の会計監査人の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意をしております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）は、高い倫理観のもとに企業としての社会的責任を適切に遂行し、企業価値の最大化を目指すことを経営の基本方針とします。この基本方針のもと、当社は内部統制システムの整備・維持・向上を推進し、グループ全体にわたって業務の適正を確保するための体制整備を図ります。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を図るため、監査役設置型の経営管理体制のもと、各々の権限と責任を明確に果たします。

当社グループの取締役及び使用人は、企業理念に基づく「グループコンプライアンス・リスク管理規定」及びその関連規則に則り、実効性のあるコンプライアンス体制の構築とその実践に努めます。

また、社外取締役及び社外監査役による監督機能の充実を図るとともに、内部監査部門による監査の実施や海外子会社を含めたグローバルな内部通報制度の整備などを行います。

2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、「文書管理規定」及びその関連規則に基づき、経営管理及び業務執行に係る重要な文書・記録を適切に保存・管理するとともに、取締役及び監査役が容易に閲覧できるよう体制を整備します。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの円滑な経営の遂行を阻害するリスクを組織的・体系的に管理するため、「グループコンプライアンス・リスク管理規定」を制定し、これに基づいて当社グループは、リスク管理部門を定め適切なリスク管理システムを構築します。

また、コンプライアンス・リスク管理委員会を組織するなど、当社グループにおける的確なリスク管理を実践するとともに、BCP（事業継続計画）の見直しなどにより、緊急事態による発生被害を最小限に止める態勢を構築します。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、経営方針や経営戦略上の重要な意思決定を行い、この決定に基づき取締役と主要な執行役員で構成する経営戦略会議を原則的に月2回開催して、業務執行の的確で迅速な決定を行い、専門分野ごとに選任した執行役員が各担当業務を執行します。

取締役会は、各取締役の業務執行の状況について、総括及び今後の取組みの報告を受け、常に監督、監視します。

これらの経営組織は、「取締役会規則」、「経営戦略会議規定」、「執行役員および執行役員会規則」に則り確実に運営し、所定の決裁基準に従い明確に決裁します。

取締役会の決議に基づく職務の執行は、「組織および業務分掌規定」、「職制および職務権限規定」及び関連規定に基づいて、それぞれの担当組織、責任者がその権限と責任に従い適切に運営します。

また、当社子会社においても業務分掌、指揮命令系統、職務権限及び意思決定その他の組織に関する関連諸規定を定め、それぞれの担当組織、責任者がその権限と責任に従い適切に運営します。

当社グループは、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度ごとの重点目標及び予算配分等を定めます。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、内部統制の基本方針を共有し、業務の適正性を確保するための体制の整備に努めます。また、当社子会社については、「関係会社管理規定」及び諸規則により、その役割、権限及び責任を定め、グループ全体の業務の適正化・最適化に資するよう、業務を適切に執行するとともに、子会社の営業成績、財務状況、その他の重要な情報について、定期的に当社へ報告する体制を整えます。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な整備、運用を図ります。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を選任します。選任された使用人への指揮命令権は監査役に委譲し、当該使用人の任命、異動、評価等の人事に関わる事項の決定は監査役の同意を得るものとします。

8. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人は、取締役会、執行役員会、経営戦略会議、及び社内の重要な会議を通じて、又は定期報告・重要書類の回付等により、経営の意思決定及び業務執行の状況を監査役に報告するとともに、監査役が事業に関する報告を求めた場合、又は監査役が当社グループの業務、財産の状況を調査する場合は迅速かつ的確に対応します。

また、当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告します。

なお、当社グループの役職員が内部通報制度において相談などを行ったことを理由に、相談者に対して報復行為や人事処遇上の取扱いなどにおいて一切の不利益を与えてはならないことを、「グループコンプライアンス相談窓口運営規定」に明記します。

9. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの代表取締役並びに取締役は、監査役と定期的に意見交換するとともに、監査役監査の重要性と有用性を認識し、監査役の監査業務に積極的に協力します。

10. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針

当社は、監査役の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けるとともに監査役会が弁護士等の独自の外部専門家を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、その費用を負担します。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社グループは、「グループコンプライアンス・リスク管理規定」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、一切の関係を遮断します。また、警察、特殊暴力防止対策協議会、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と連携し、情報収集のうえ、組織として反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨む態勢を整備します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記に掲げた「やまびこ内部統制基本方針」に基づいて内部統制上の整備とその適切な運用に努めています。当期における内部統制上重要と考える主な取組みは以下のとおりです。

1. コンプライアンス体制

当社グループは「やまびこコンプライアンスプログラム」を策定しており、その継続的な周知徹底のため、ポータルサイトへ掲載するとともに、新入社員を対象としたコンプライアンス教育として内部統制研修等を実施しています。また、経営トップから全役職員に向けて、コンプライアンスの重要性や企業倫理の確立に向けたメッセージを発信するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組んでいます。なお、企業理念の浸透を図るために、7か国語に対応した携帯版冊子（クレドカード）を全役職員に配布し、部門横断的に設けられた委員会が社内刊行物を発行するなどの取組みを行っています。

コンプライアンス・リスク管理委員会を年4回開催し、コンプライアンス推進活動の報告・検討を実施しています。また、「グループコンプライアンス相談窓口運営規定」に基づき、社内外にグループコンプライアンス相談窓口（ホットライン）を設置しており、主要な海外子会社にも運用状況を定期的に報告させています。また、当期、社内相談窓口担当者向けにスキルアップ研修を行いました。

さらに、各種法律のトピックスを定期的にポータルサイトに公開（「コンプライアンスマガジン」の掲載）したり、啓発活動の課題等をグループ内で共有したりすることでグループコンプライアンスの実効性向上に努めています。

2. リスク管理体制

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするため、「グループコンプライアンス・リスク管理規定」に基づいて、コンプライアンス・リスク管理委員会を中心にリスク情報を一元的・網羅的に収集・評価して、重要なリスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの適切な対応を図っています。また、関係会社の内部統制基盤の強化・支援体制の拡充を図るため、関係会社を主管する本部を補佐し、共同して管理する部門として共管本部を設置しています。

反社会的勢力との関係排除について、所轄警察署等とも情報共有し、継続的に反社対策を実施しています。また、主管部門を管理本部総務部と定め、新規取引先との契約時ならびに既存取引先との継続的契約締結に際して、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としています。

情報セキュリティについて、システム上のセキュリティ強化に加えて、社員向けのeラーニングを継続して実施することにより、社員のセキュリティ意識の向上、情報管理体制の強化に努めています。また、当期、社員向けの「グループ情報セキュリティ」小冊子の配布や情報セキュリティポリシーの説明会を実施

しました。

災害を想定し非常時の対応についての確認と見直しや、被災後の早期業務再開を図るため、重要生産設備の動作プログラムのバックアップ体制を構築し、運用チェックを継続的に行っています。また、当期、自然災害・感染症・システム障害の各マニュアルを加えたBCP（事業継続計画）の改定を行い、労働安全衛生の基本ルールを定めた安全作業ポケットガイドを作成し啓蒙を図るなど、労働災害の撲滅に努めました。

3. 業務執行の適正化と効率性の向上

取締役会の専決事項を除く経営上の重要課題については、原則として、隔週で開催される経営戦略会議において審議・決裁を行い、意思決定の迅速化を図っています。

4. 監査役の監査体制

当社の監査役は、取締役会ほか、経営戦略会議など当社の重要な会議に出席することや稟議書等の閲覧により、適宜、取締役の職務執行状況の監査、経営の意思決定プロセスの監査を行っています。

また、監査役は、本社や主要事業所の業務および財産の調査や役員面談、部門長面談、子会社の往査や社長面談等を通じて、グループ内の情報収集に努め、企業集団の監査を行っております。加えて、内部監査部門および会計監査人との意見交換会を定期的に開催することで相互の連携を図り、監査の実効性を高めています。

また、当社は監査役室に監査役スタッフを配置し、監査役の要請に応じた速やかな対応が取れるよう、体制を整備しています。

(3) コーポレート・ガバナンス体制

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループ全体の最適化戦略、監督機能および当社グループのグローバルな経営戦略や成長のための資源配分など、グループ全体の企業価値向上のための諸施策を積極的に推進してまいります。

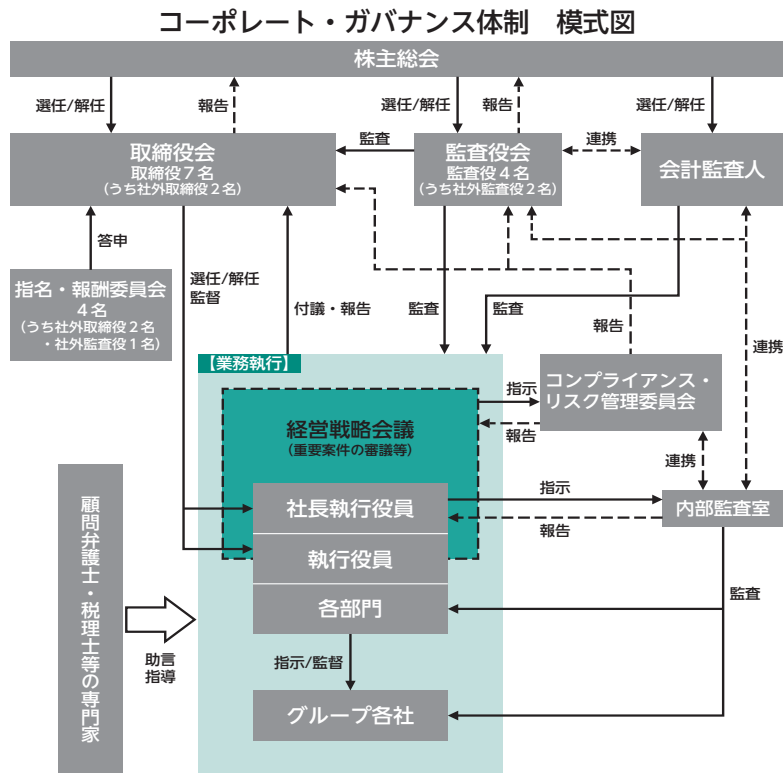
そのために当社は、企業理念、行動規範に基づく健全な企業風土を構築し、当社グループのコンプライアンスおよびリスク管理を柱とするコーポレート・ガバナンス体制の充実・強化に取り組み、地域社会、株主の皆様、顧客および従業員など、全ての利害関係者から価値ある企業グループとして評価されるよう、健全で透明性の高いグループ経営を徹底してまいります。

当社の取締役会は社外取締役2名を含む7名の取締役で構成され、当社グループの経営方針、経営戦略およびグループ会社の経営指導・監督に関わる重要な意思決定を行います。取締役は取締役会において、他の取締役の職務を監視、監督するほか、自己の職務の執行状況について取締役会に定例的に報告します。また、取締役会の決定事項を的確かつ迅速に実践するため、経営戦略会議において十分な審議を行います。

当社は監査役制度を採用し、常勤監査役2名と社外監査役2名の計4名で監査役会を構成します。

監査役は別に定める監査役会規則および監査役監査基準に基づき、取締役会、経営戦略会議、執行役員会ならびに社内の重要会議に出席し、取締役の業務執行の監査を行うとともに、会計監査人・内部監査部門と連携しつつ、監査の実効性の確保を図ってまいります。

2. 体制図



(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当につきましては、安定配当の継続を基本とし、連結業績に応じた利益還元を加味するとともに、経営環境や財務状況、将来の事業展開に備えた内部留保の充実などを総合的に勘案して決定することを方針としております。また、当社の剰余金の配当は年 1 回の期末配当を基本といたしますが、その他別途基準日を定めて配当ができる旨を定款に定めております。

当期の期末配当金につきましては、2022年 2 月 28 日開催の当社取締役会での決議により、「中期経営計画 2022」に掲げた配当性向 25% に当たる 1 株当たり普通配当 45 円とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、各比率については、表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	89,775
現金及び預金	12,167
受取手形及び売掛金	27,938
商品及び製品	27,700
仕掛品	2,017
原材料及び貯蔵品	16,629
その他	3,593
貸倒引当金	△270
固定資産	32,799
有形固定資産	24,169
建物及び構築物	8,466
機械装置及び運搬具	5,632
土地	7,606
リース資産	522
建設仮勘定	138
その他	1,802
無形固定資産	587
その他	587
投資その他の資産	8,042
投資有価証券	3,324
退職給付に係る資産	1,769
繰延税金資産	1,739
その他	1,572
貸倒引当金	△363
資産合計	122,574

科目	金額
負債の部	
流動負債	40,459
支払手形及び買掛金	12,453
電子記録債務	13,793
短期借入金	2,781
一年以内返済長期借入金	1,003
リース債務	199
未払金	5,791
未払法人税等	1,482
製品保証引当金	954
厚生年金基金解散損失引当金	475
その他	1,524
固定負債	13,236
長期借入金	11,000
長期リース債務	352
繰延税金負債	0
退職給付に係る負債	54
製品保証引当金	533
厚生年金基金解散損失引当金	540
役員株式給付引当金	231
その他	521
負債合計	53,695
純資産の部	
株主資本	65,421
資本金	6,000
資本剰余金	9,286
利益剰余金	50,966
自己株式	△831
その他の包括利益累計額	3,457
その他有価証券評価差額金	1,122
為替換算調整勘定	2,249
退職給付に係る調整累計額	85
純資産合計	68,879
負債純資産合計	122,574

連結損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		142,328
売上原価		102,881
売上総利益		39,447
販売費及び一般管理費		30,117
営業利益		9,330
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	75	
受取ロイヤリティー	1	
為替差益	451	
その他	257	789
営業外費用		
支払利息	118	
支払手数料	20	
債権売却損	10	
持分法による投資損失	30	
その他	26	206
経常利益		9,913
特別利益		
固定資産売却益	7	
投資有価証券売却益	19	27
特別損失		
固定資産除売却損	101	101
税金等調整前当期純利益		9,838
法人税、住民税及び事業税	2,963	
法人税等調整額	△625	2,337
当期純利益		7,500
親会社株主に帰属する当期純利益		7,500

計算書類

貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	51,313
現金及び預金	6,004
受取手形及び売掛金	28,860
商品及び製品	9,511
仕掛品	758
原材料及び貯蔵品	2,898
未収消費税等	2,707
関係会社短期貸付金	424
その他	149
貸倒引当金	△0
固定資産	27,013
有形固定資産	14,766
建物及び構築物	4,951
機械装置及び運搬具	2,298
工具器具備品	1,013
土地	6,194
リース資産	190
建設仮勘定	117
無形固定資産	447
ソフトウェア	430
その他	17
投資その他の資産	11,799
投資有価証券及び出資金	3,267
関係会社株式	6,217
関係会社長期貸付金	264
破産更生債権等	312
前払年金費用	1,950
その他	109
貸倒引当金	△321
資産合計	78,326

科目	金額
負債の部	
流動負債	30,816
支払手形及び買掛金	7,048
電子記録債務	13,830
短期借入金	2,075
関係会社短期借入金	2,717
一年以内返済長期借入金	1,000
未払金	1,379
未払法人税等	1,106
製品保証引当金	119
厚生年金基金解散損失引当金	406
その他	1,132
固定負債	10,146
長期借入金	8,700
繰延税金負債	350
製品保証引当金	219
厚生年金基金解散損失引当金	472
役員株式給付引当金	231
その他	171
負債合計	40,962
純資産の部	
株主資本	36,267
資本金	6,000
資本剰余金	14,138
資本準備金	1,500
その他資本剰余金	12,638
利益剰余金	16,959
その他利益剰余金	16,959
固定資産圧縮積立金	7
繰越利益剰余金	16,952
自己株式	△831
評価・換算差額等	1,097
その他有価証券評価差額金	1,097
純資産合計	37,364
負債純資産合計	78,326

損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		86,266
売上原価		68,574
売上総利益		17,692
販売費及び一般管理費		12,741
営業利益		4,950
営業外収益		741
受取利息	69	
受取配当金	73	
為替差益	421	
その他	177	
営業外費用		98
支払利息	64	
その他	33	
経常利益		5,594
特別利益		20
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	19	
特別損失		81
固定資産除売却損	81	
税引前当期純利益		5,532
法人税、住民税及び事業税	1,268	
法人税等調整額	124	1,392
当期純利益		4,139

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

株式会社やまびこ
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 稲野 研
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 三 浦 貴 司
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社やまびこの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社やまびこ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

株式会社やまびこ
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 稲野辺 研
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 三 浦 貴 司
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社やまびこの2021年1月1日から2021年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制についても、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月18日

株式会社やまびこ 監査役会

常勤監査役 高井 司 印

常勤監査役 小森田康春 印

社外監査役 東 昇 印

社外監査役 亀山晴信 印

以 上

